


所管部課	総務部職員課	部長	北田 和雄		
件名	東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 東大和市職員の管理職員特別勤務手当支給規則			
	部課機関	総務部防災安全課 福祉部健康課			
1. 要旨					
1) 改正の要旨					
給与制度の総合的見直しを図り、東京都人事委員会勧告等に基づき改正する。					
1 都給に準拠し、給与改定に伴い給料表を切り替える。(1.7%減)					
2 地域手当について、支給割合を12%とする。ただし、平成27年度は10%。					
3 上記1及び2により、平成27年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、経過措置として改定前の月額の見給保障をする(最長H30.3.31まで)。					
4 週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの管理職員特別勤務手当を支給する。(6,000円を超えない範囲)					
5 災害等により東大和市へ派遣された職員について災害派遣手当等を支給する。(約4,000円/日)					
2) 施行日等					
平成27年4月1日から施行する。					
2. 経過(現時点に至るまでの経過)					
平成26年 8月 7日 人事院勧告					
平成26年10月 9日 東京都人事委員会の勧告					
平成27年 1月19日 職員組合へ協議書を提出					
平成27年 2月12日 職員組合から同意書を受理 文書課審査済					
3. 留意事項(問題点等)					
4. 主管部処理案(検討結果等)					
職員組合妥結後の事務処理のため、時間的余裕がなく、庁議付議する暇がないことから、持ち回り庁議にて対応することとし、持ち回り庁議終了後、速やかに条例改正の手続きを進めたい。					
上記の条例を改正する議案を、平成27年第1回市議会定例会に提案したい。 平成27年第1回市議会定例会で可決した場合は、上記のとおり施行したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。